

凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページ Eメールアドレス

介護保険サービスをご利用の皆さんへ

介護保険サービスの利用者負担

令和5年度介護保険負担割合証(適用期間8月1日~令和6年7月31日)は、要介護認定を受けている方および総合事業対象者に7月中旬に送付する予定です。なお、新規で要介護認定を申請された方には、要介護認定・要支援認定等結果通知書と一緒に負担割合証を送付します。

介護保険課介護認定係

☎(3546)5385

施設サービスなどを利用する際の食費や居住費(滞在費)の負担を軽減する制度(負担限度額認定)

特別養護老人ホームやショートステイなどを利用すると、介護費用の他に食費と居住費(滞在費)を負担する必要があります。低所得の方の施設利用が困難とならないように、この認定を受けると、所得の段階に応じた食費と居住費(滞在費)の限度額までを自己負担として支払い、残りの差額分を介護保険から施設に給付します。

この制度の認定証の有効期限は7月31日まで

認定証をお持ちの方に、更新のご案内と申請書類を送付しますので、忘れずに更新手続きを行ってください。

また、現在認定証をお持ちでない方で、施設を利用中または利用を予定されている方の新規申請を随時受け付けています。



▲区HP

介護保険を利用する際の負担を軽減する区の独自サービス

生計困難者に対する介護保険サービス利用負担額軽減制度

生計困難な方が、軽減制度を取り扱っている事業者で対象のサービスを利用した場合に、介護サービス費や居住費、食費に係る利用者負担額の4分の1を軽減します。制度の利用には申請が必要です。



▲区HP

生活援助サービス

1人暮らしや高齢者のみの世帯などの原則要介護5の方で、介護保険のサービスを限度額まで利用しても自立した日常生活を営むことが困難な場合、週4回までの生活援助およ

び週4時間までの病院内における付き添い介助を介護保険とほぼ同額の費用負担で利用できます。

寝たきり高齢者在宅支援入浴サービス

家族などの介助だけでは入浴ができない要介護5の方で、感染症などの理由から施設での入浴が困難な場合に、浴槽を提供して入浴介護するサービスです。介護保険のサービスを限度額まで利用しても週1回の訪問入浴介護サービスが受けられない場合に利用できます。

高齢者住宅設備改善給付

要介護・要支援と認定された方、非該当となった方のうち、身体機能の低下による手すりの取り付け、浴槽、流し台、洗面台などの改修が必要になった方に、住宅設備改善給付を行います。利用に当たり、事前に高齢者住宅設備改善アドバイザーがご自宅に訪問し、ご本人の心身の状況、家屋の構造、介護サービスの利用状況などを把握した上で、改修などの助言や提案を行います。

◎区の独自サービスの認定期間は7月31日までです。現在認定を受けていて要件に該当する方には、更新のご案内を送付しますので、忘れずに更新手続きを行ってください。

◎生活援助サービス、寝たきり高齢者在宅支援入浴サービス、高齢者住宅設備改善給付の申請に当たっては担当ケアマネジャーまたはおとしより相談センターにご相談の上、申請してください。

介護事業者情報検索サイトのご案内

お住まいの地域やご希望に即した介護事業者の情報を検索できるサイト「けあプロ・NAVI」を運用しています。介護事業所をお探しの際は、ぜひご利用ください。

介護保険課事業者支援給付係

☎(3546)5377



▲中央区介護事業者情報検索システム(けあプロ・NAVI)

緊急生活支援宿泊サービス(緊急ショートステイ)

介護保険のショートステイとは別に、介護者の緊急時などに、施設で短期間お世話するサービスを実施しています。経管栄養などの医療ニーズが高い方で、状態が安定している方も利用できます。

◎医療処置の内容によっては、利用できない場合もあります。

対象

- ・介護者の急な事情(入院、葬儀出席など)で他に介護できる方がいない場合
- ・介護者の心身が著しい疲労状態にあり、ショートステイの利用により疲労の回復が見込まれる場合

利用期間

原則として1週間以内

費用

1日につき最大5,584円

◎世帯および個人の所得により、利

用料が異なります。

◎日用品(紙おむつなど)は持ち込み可能です。施設で用意した物を利用した場合は、別途実費相当額がかかります。

実施施設

介護付き有料老人ホーム「ONODERAナーシングヴィラ京橋」

ベッド数

2床

◎介護疲労による利用の場合は、ケアマネジャーにご相談ください。

介護保険課地域支援係

☎(3546)5379

◎区役所閉庁時は、直接施設にお申し込みください。

ONODERAナーシングヴィラ京橋

☎(3553)3783

子育て関連情報

子育て支援講座

子育て中のイライラをコントロールしよう

日時 7月12日(水) 午前10時~11時30分
会場 子ども家庭支援センター「きらら中央」地域活動室
対象 区内在住の1歳~未就学のお子さんの保護者
内容 育児のストレスをためない方法や解消する方法を紹介し、精神的に安定した状態を保つコツを学ぶ。

定員 12人程度(抽選)

申し込み方法 6月11日~29日に電子申請、電話またはきらら中央窓口で直接申し込む。

託児 1歳から未就学のお子さんをお預りします。希望する方は、参加申し込みの際に併せて申し込む(1歳未満のお子さんは一時預かり保育などをご利用ください)。

☎子ども家庭支援センター「きらら中央」 ☎(3534)2103

子育て支援講習会

アンガーマネジメント講座

~イライラしてもOK!自分と子どもの感情を大切に、家族のレジリエンスを高める~

日時 7月3日(月) 午前10時~正午
会場 月島保健センター
対象 区内在住の乳幼児の保護者
内容 自身の感情に気づき、大切にできるようになることで、子どもにも自分にも優しくなれます。

定員 30人(抽選)

申し込み方法 6月12日~20日に電子申請または電話で☎へ

◎保育あり。詳しくは区HPでご確認を

☎月島保健センター健康係 ☎(5560)0765



▲区HP

離乳食講習会

スタートクラス

日時 7月6日(木)・14日(金)(各回とも同じ内容)
午後1時30分~3時15分
内容 ・離乳食の進め方(初期食~中期食)の話
・料理の紹介と試食(試食は保護者のみ)

☎日本橋保健センター健康係 ☎(3661)5071

☎月島保健センター健康係 ☎(5560)0765

ステップアップクラス

日時 7月13日(木) 午後1時30分~3時15分
内容 ・離乳食の進め方(後期食~完了期食)の話
・料理の紹介と試食(試食は保護者のみ)

☎中央区保健所健康推進課予防係 ☎(3541)5930



▲区HP

共通 ☎6月12日~14日に電子申請または電話で☎へ

◎会場や対象などは区HPでご確認を

令和5年度 介護保険料の決定

65歳以上の方の令和5年度介護保険料を決定しました。

介護保険料納入通知書兼介護保険料特別徴収開始通知書を6月中旬に発送します。

詳しくは、同封の介護保険料決定のおしらせをご覧ください。なお、通知書は再発行ができないため、大切に保管してください。

また、保険料を滞納すると、延滞金の加算や、介護サービスを利用する際の自己負担割合が増える場合があります。ご注意ください。

令和5年1月2日以降に転入された方や、住所地特例施設に入所されている方

6月以降に所得状況を前住所地などに照会します。それに伴い、保険料が変更になる場合があります。

保険料の減免

災害などの特別な事情により保険料を支払うことが一時的に困難な場合は、保険料の徴収猶予や減免制度があります。

☎・保険料の算定について

介護保険課介護認定係

☎(3546)5641

・延滞金について

保険年金課収納係

☎(3546)5365

